

## 《抽選に際しての優遇措置（当選率の引上げ）について》

### 【特に居住の安定を図る必要がある世帯に対する優遇措置】

次の優遇対象世帯に対しては、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。

（優遇対象世帯の項目に複数該当されても、抽選番号は2つになります。）

**申込用紙の抽選優遇資格確認欄に丸印がない場合は、優遇措置を受けられません。**

世帯区分		要件	備考
優 遇 対 象 世 帯	ひとり親世帯	戸籍上配偶者がなく、現に20歳未満の子を扶養している世帯	該当される方は、申込用紙の抽選優遇資格確認欄の該当する箇所を○で囲んでください。
	障害者世帯	身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～2級）・療育手帳（A～B判定）の交付を受けている方を含む世帯	
	生活保護等受給世帯	申込日現在、次のいずれかに該当する世帯 ・生活保護を受給している世帯 ・中国残留邦人等の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている世帯	
	配偶者等からの暴力被害者	配偶者等からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方、又は、裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令がだされてから5年を経過していない方	
	戦傷病者等世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別項症～第6項症、または第1款症）、ハンセン病療養所へ入所されている方、原子爆弾被爆者、5年未満の引揚者	